

特定作業の届出書類の作成手引

- 目 次 -

1	特定作業の届出要領	P2
(1)	特定作業とは	P2
(2)	特定作業の届出窓口及びお問い合わせ先	P2
(3)	特定作業の届出の流れ	P2
(4)	特定作業の届出要領について	P3
2	特定作業の一覧	P6
3	騒音・振動・悪臭の規制基準	P8

白井市

1 特定作業の届出要領

(1) 特定作業とは

特定作業とは、ばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させる作業のうち、業として行われる作業であって、白井市公害防止条例施行規則第4条、同規則別表第2で定めるものをいいます(本手引の「**2 特定作業の一覧**」をご参照ください)。

特定作業を行う場合には、本手引に記載する届出をし、白井市公害防止条例施行規則第6条、同規則別表第4で定める騒音・振動・悪臭の規制基準を遵守する必要があります。

(2) 特定作業の届出窓口及びお問い合わせ先

特定作業の届出書類については、直接下記の窓口を持参してください。

また、お問い合わせについては、下記までお願いします。

※届出書類の様式の入手方法については、①白井市 HP からダウンロードする、②直接窓口で受け取るという2つの方法があります。

【届出窓口・お問い合わせ先】

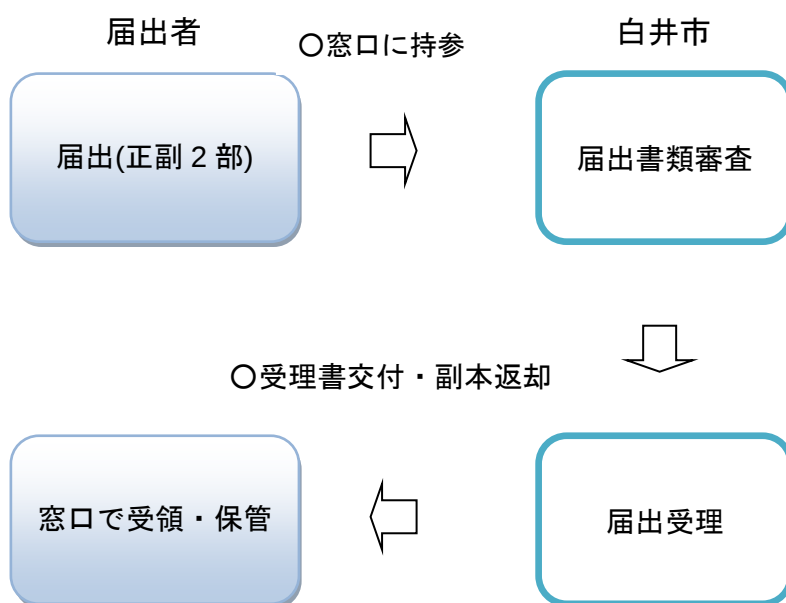
白井市市民環境経済部環境課環境保全係

〒270-1492 白井市復 1123

電話 047-492-1111(代) 内線 3762・3761

FAX 047-492-6377

(3) 特定作業の届出の流れ



(4) 特定作業の届出要領について

各場合の特定作業の届出要領は下記のとおりです。

◇新たに特定作業を実施する場合、作業が特定作業となった場合

(白井市公害防止条例第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項等)

新たに特定作業を実施する場合は、特定作業を実施する 60 日前(騒音又は振動に係る届出にあっては 30 日前)までに届出書類を提出してください。

また、作業が特定作業となった場合は、作業が特定作業となった日から 30 日以内に届出書類を提出してください。

項 目	届出書類
各種共通	○特定作業実施届出書(第 4 号様式)
各種共通 添付資料	○特定作業を実施する事業等の事業経歴書
	○特定作業を実施する事業等の組織図
	○特定作業を実施する場所の付近の見取り図 ※住宅地図等により、実施する場所の周囲 100m 程度の図面を添付してください。
ばい煙・粉じん関係 添付資料 ※「ばい煙、粉じんに係る特定作業」に該当する場合は資料を添付してください。 ※その他必要に応じて図面を添付してください。	○ばい煙及び粉じんに係る特定作業の概要(第 4 号様式別紙 1)
	○ばい煙又は粉じんの排出及び処理作業の系統概要説明書 ※排出及び処理作業の工程を示す系統図(フローシート)を添付してください。
	○ばい煙又は粉じんの量等に関する説明書
	○ばい煙又は粉じんの特定作業の目的に係る施設の構造概要図 ※施設の構造、形状、寸法等を記載してください(立面図、平面図等)。 ※仕様書、カタログでも構いません。
	○ばい煙又は粉じんの処理施設の概要図及び設置場所を示す図面(ばい煙又は粉じんの防除施設の設置場所を示す図面) ※ばい煙又は粉じんの防止に関して講じようとする措置、現に講じている措置の概要を明らかにしてください。 ※できる限り、図面、表等を用いてください。
	○作業場の敷地内の建物の配置図及び作業の目的に係る施設の配置図 ※作業場の敷地内の建物の配置や作業の目的に係る施設の配置がわかる図面を添付してください。

悪臭関係 添付資料 ※「悪臭に係る特定作業」に該当する場合は資料を添付してください。 ※その他必要に応じて図面を添付してください。	○悪臭に係る特定作業の概要(第 4 号様式別紙 2)
	○悪臭の排出及び処理作業の系統概要説明書 ※排出及び処理作業の工程を示す系統図(フローシート)を添付してください。
	○悪臭の量等に関する説明書
	○悪臭の特定作業の目的に係る施設の構造概要図 ※施設の構造、形状、寸法等を記載してください(立面図、平面図等)。 ※仕様書、カタログでも構いません。
	○悪臭の処理施設の概要図及び設置場所を示す図面(悪臭の防除施設の設置場所を示す図面) ※悪臭の防止に関して講じようとする措置、現に講じている措置の概要を明らかにしてください。 ※できる限り、図面、表等を用いてください。
騒音・振動関係 添付資料 ※「騒音又は振動に係る特定作業」に該当する場合は資料を添付してください。 ※その他必要に応じて図面を添付してください。	○作業場の敷地内の建物の配置図及び作業の目的に係る施設の配置図 ※敷地内の建物の配置(敷地が広い場合等)や施設の配置がわかる図面を添付してください。 ※施設が複数ある場合は、施設番号を記入してください。 ※全体の敷地境界を明確にした図面を添付してください。
	○騒音又は振動に係る特定作業の概要(第 4 号様式別紙 3)
	○騒音又は振動の特定作業に係る作業工程図 ※工程図(フローシート)等を添付してください。
	○作業場の敷地内の建物の配置図及び作業の目的に係る施設の配置図 ※敷地内の建物の配置(敷地が広い場合等)や施設の配置がわかる図面を添付してください。 ※施設が複数ある場合は、施設番号を記入してください。 ※全体の敷地境界を明確にした図面を添付してください。
	○建物の構造等の図面(屋内の作業場のみ) ※施設の構造、形状、寸法等を記載してください(立面図、平面図等)。 ※仕様書、カタログでも構いません。
	○騒音又は振動の防除施設の設置場所を示す図面(騒音又は振動の防止方法) ※騒音又は振動の防止に関して講じようとする措置、現に講じている措置の概要を明らかにしてください。 ※できる限り、図面、表等を用いてください。

◇特定作業を実施する施設の種類や使用方法を変更する場合

(白井市公害防止条例第 19 条第 1 項等)

変更の 60 日前(騒音又は振動に係る届出にあっては 30 日前)までに届出書類を提出してください。

項 目	届出書類
各種共通	○特定作業施設等変更届出書(第 6 号様式)
ばい煙・粉じん関係 添付資料 ※「ばい煙、粉じんに係る特定作業」に該当する場合は添付してください。	○ばい煙及び粉じんに係る特定作業の概要(第 4 号様式別紙 1)
悪臭関係 添付資料 ※「悪臭に係る特定作業」に該当する場合は添付してください。	○悪臭に係る特定作業の概要(第 4 号様式別紙 2)
騒音・振動関係 添付資料 ※「騒音又は振動に係る特定作業」に該当する場合は添付してください。	○騒音又は振動に係る特定作業の概要(第 4 号様式別紙 3)

◇届出者の氏名等を変更する場合

(白井市公害防止条例第 19 条第 2 項)

変更の日から 30 日以内に届出書類を提出してください。

項 目	届出書類
各種共通	○氏名等変更届出書(第 7 号様式)

◇特定作業を廃止する場合

(白井市公害防止条例第 19 条第 2 項)

廃止の日から 30 日以内に届出書類を提出してください。

項 目	届出書類
各種共通	○特定施設等使用廃止届出書(第 8 号様式)

◇特定作業を実施する地位を譲り受けた場合

(白井市公害防止条例第 22 条第 3 項等)

譲り受けた日から 30 日以内に届出書類を提出してください。

項 目	届出書類
各種共通	○承継届出書(第 10 号様式)

※その他、下記の場合にも届出が必要になります。詳細については、市環境建設部環境課環境保全・放射線対策班までお問い合わせください。

◇「基準に適合しない等の理由で計画の変更を命ぜられ、計画を改善した場合」(白井市公害防止条例第 20 条第 3 項等)

◇「特定作業の方法等の改善勧告を受け、改善した場合」

(白井市公害防止条例第 25 条等)

※届出期限が過ぎてしまった場合は、「遅延理由書」(書式は自由)を添付し、早急に届出書類を提出してください。

2 特定作業の一覧

白井市公害防止条例施行規則第 4 条、同規則別表第 2 で定める特定作業については、下表のとおりです。

[表 1] ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定作業

番号	作業の種類
1	プラスト又はタンプラストによる金属の表面処理
2	鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
3	農薬又は化学肥料の製造
4	貝灰の製造
5	綿の製造又は再生
6	金属箔又は金属粉の製造
7	石綿、岩綿、鉍さい綿又は石膏の製造又は加工
8	合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
9	動物質廃棄物の焼却作業
10	溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
11	ドライクリーニング

12	動物質臓器、骨又は排せつ物を原料とする物品の製造
13	動植物油の精製
14	油缶その他の空き缶の再生
15	油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
16	金属の圧延又は熱処理
17	自動車(道路交通法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車をいう。)を解体する作業
18	紙又はパルプの製造
19	羊毛又は羽毛の洗浄又は加工
20	たん白質の加水分解
21	亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
22	1 の項から 21 の項までに掲げる作業のほか、製造、加工、精製又は修理の工程においてアンモニア、ふっ素化合物、シアン化水素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、塩化水素、窒素酸化物、アクロレイン、亜硫酸ガス、塩素、二硫化炭素、ベンゼン、硫酸(三酸化いおうを含む。)、ホスゲン、クロルスルホン酸、臭素、メルカプタン、一酸化炭素、よう素、トルエン、フェノール又はピリジンを使用し、又は発生させる作業

備考 ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定施設を設置して行う作業は除く。

[表 2] 騒音又は振動に係る特定作業

番号	作業の種類
1	板金又は製缶の作業
2	鉄骨又は橋梁の組立ての作業(建設又は建築の現場作業を除く。)
3	ブルドーザ、パワーショベル、バックホー、その他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業(建設現場における作業を除く。)

備考 騒音及び振動に係る特定施設を設置して行う作業は除く。

[表 3] 地下水位の著しい低下及び地盤の沈下に係る特定作業

番号	作業の種類
1	農作業(井戸(動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計)が 6 平方センチメートルをこえるもの)による地下水の採取を伴うものに限る。)

備考 千葉県環境保全条例(平成 7 年千葉県条例第 3 号)第 38 条第 1 項の指定地域内に設置される揚水設備を設置して行う作業は除く。

3 騒音・振動・悪臭の規制基準

市内において、特定作業を行っている者、若しくは行おうとする者は、白井市公害防止条例施行規則第6条、同規則別表第4で定める騒音・振動・悪臭の規制基準を遵守する義務があります。

[表 1] 騒音に係る規制基準

区 域 の 区 分	規 制 基 準		
	昼 間 午前 8 時～午後 7 時	朝 ・ 夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 7 時～午後 10 時	夜 間 午後 10 時～ 翌午前 6 時
第 1 種低層住居専用地域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域	50dB	45dB	40dB
第 1 種・第 2 種住居地域 準住居地域	55dB	50dB	45dB
近隣商業地域 準工業地域	65dB	60dB	50dB
工業専用地域	70dB	65dB	60dB
その他の地域	60dB	55dB	50dB

[表 2] 振動に係る規制基準

区 域 の 区 分	規 制 基 準	
	昼 間 午前 8 時～午後 7 時	夜 間 午後 7 時～翌午前 8 時
第 1 種低層住居専用地域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種・第 2 種住居地域 準住居地域	60dB	55dB
近隣商業地域 準工業地域	65dB	60dB
その他の地域(工業専用地域を除く)	60dB	55dB

[表 3] 悪臭に係る規制基準

周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じずると認められない程度とする。